



ハンセン病問題を 正しく理解するために

「親や兄弟姉妹と暮らすことができない
実名を名乗ることができない
結婚しても子どもを生むことが許されない
一生療養所の外で暮らせない
死後も故郷の墓に埋葬してもらえない」
ハンセン病を患った方々はこうした生活を
長い間 強いられてきました。
どうか その痛みを 想像してみてください。
差別と偏見に苦しむ声に 耳を傾けてください。
ハンセン病について 正しく知り考える。
すべては そこから始まるのです。

出典：厚生労働省「わたしたちにできること」



ハンセン病問題とは…

国の隔離政策によって生じた問題で、ハンセン病であった方々等の福祉の増進、名誉の回復などに関し、今もなお存在する偏見や差別などの問題です。

なぜ、ハンセン病であった方々やそのご家族が偏見・差別を受けてきたのか、ハンセン病やハンセン病問題の歴史について正しく理解することが、問題解決の第一歩です。

ハンセン病ってどんな病気？

ハンセン病は、ノルウェーのハンセン医師が発見した「らい菌」という細菌による慢性の感染症です。皮膚や末梢神経がおかされる病気で、有効な治療法がなかった頃は、顔や手足が変形したり視力障害等の後遺症が残ることもありました。

「らい菌」の感染力は非常に弱く、ハンセン病療養所で働いていた職員で感染した人はいないことからわかるように、飲食・入浴などの日常生活では感染しません。

ハンセン病は治る病気

昭和18年アメリカで「プロミン」という有効な薬が発表され、日本でも昭和22年から使用され治るようになりました。

現在では、いくつかの薬剤を組み合わせた多剤併用療法が用いられ、早期発見と適切な治療により、確実に治る病気になりました。わが国に感染源になるものはほとんどなく、たとえ感染しても早期治療をすれば、障害を残すことなく、比較的短期間の外来治療で治すことができます。

日本における隔離政策の歴史

明治になって早く欧米の仲間入りをしようとしている時に、諸外国から神社・仏閣の門前などにハンセン病患者を放置していると非難をあげた政府は、明治40年「癩予防二関スル件」を制定し、各地に浮浪する「浮浪らい」と呼ばれる患者を療養所に入所させ一般社会から隔離しました。

昭和6年には従来の法律が「癩予防法」に改正され、ハンセン病撲滅政策という考えのもと、すべての患者を隔離するようにしました。同時期に各県で展開された、「無らい県運動」(ハンセン病患者を見つけ出し強制的に入所させる)により、いったんハンセン病と診断されると患者は診療所に入所せざるを得ない状況に追い込まれ、隔離政策が進められていきました。

昭和28年に制定された「らい予防法」でも強制隔離政策が継続され、平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで、「隔離政策」が続きました。



警官同行で患者の自宅を訪問。(奄美にて)
(星塚敬愛園写真真集「いのち重ねて」より抜粋)

人間性回復への長い道のり

ハンセン病患者が、自分たちの権利を主張していこうと生活擁護の要求からはじまった戦後の運動は、人間回復のために闘う態勢を整えていき、「プロミンの獲得運動」を経て、全国ハンセン病患者協議会の結成となり、隔離政策反対などを唱えた「予防法改正運動」が本格的に始まりました。

この患者側の人間回復の闘いが、平成8年の「らい予防法」廃止へとつながりましたが、法が廃止されても何も変化がなかったことから、平成10年7月、熊本・鹿児島国立ハンセン病療養所の入所者13人により、熊本地裁に「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟が提訴され、平成13年5月、同地裁で原告が勝訴、政府は控訴をせずに判決が確定しました。

国は、長年にわたる隔離政策の過ちを認め、患者、元患者の方々に対して多大な苦痛と苦難を与えたことを謝罪しました。そして、患者、元患者の方々平穏で安定した社会生活を営むことができるよう、補償や給与制度を設けるとともに、啓発活動を積極的に行うなど、名誉回復のための対策を進めています。

ハンセン病問題の更なる解決に向けて…

平成20年6月「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立し、平成21年4月から施行されました。国の隔離政策による被害からの回復や療養所と地域の共生などの基本理念を実現していくためにも、国や県・市町村が連携を図りながら、根強い偏見・差別の解消に向けた取組を推進していく必要があります。

また、一人ひとりが、ハンセン病問題を通して「偏見や差別がもたらしたこと」について考えるとともに、人権が尊重される社会を実現させるために、「私たちができることは何か」問い続けることが大切です。

ハンセン病問題に関する

Q & A

Q1 治る病気なのに、なぜ差別が続いたのですか？

A 隔離政策により「こわい病気」として定着してしまったからです。

患者を強制隔離したり、患者の家を消毒したりすることによって、ハンセン病は感染力の強い「こわい病気」という誤ったイメージが定着しました。

また、有効な治療薬がなかった時代においては、不治の病と恐れられ、家族内で発病することもあったことから遺伝する病気との誤った考えが根強く残りました。

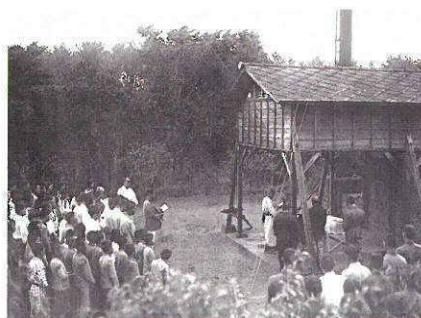
Q2 ハンセン病であった方やご家族はどのような被害を受けたのですか？

A つぎのような多くの人権侵害を受けました。

- 家族から引き離されて療養所に強制的に入所させられた患者は、家族への偏見や差別を恐れ、偽名を名乗ることを余儀なくされました。
- ハンセン病療養所内で、外出も退所も許可されず、職員不足を補うため、看護や耕作などの作業を強いられました。
- 療養所内での結婚の条件としての断種や強制堕胎を強いられ、子どもを持つことが許されませんでした。
- 療養所長に懲戒検束権(療養所内の司法権・警察権)が与えられ、逃亡や反抗的な態度を理由に、患者は療養所内の監禁室に収監されました。



入園すると、逃走防止のため、一般通貨は施設が保管。
ブリキ製の園内でしか通用しない園金と交換させられた。
(星塚敬愛園写真集「いのち重ねて」より抜粋)



火葬場だけは開園と同時に作られた。
石炭で焼くのも入園者の火葬場係の仕事だった。
(星塚敬愛園写真集「いのち重ねて」より抜粋)

Q3 新たに発病する人はいますか？

A 日本では年間数人前後です。

世界では毎年約22万人(2013年, WHO)の新規患者が発生しているといわれていますが、日本国内での発生数は、年間数人です。これはかつて感染していた高齢者が免疫機能が不十分なため発病するケースや、母国で乳幼児期に感染した外国人が発病するケースで、現在の日本での感染はゼロに近いといえます。

県内2か所の国立ハンセン病療養所の状況

療養所を訪れてみませんか？

『国立療養所 星塚敬愛園』

問合せ先：星塚敬愛園福祉課 TEL：0994-49-2500
所在地：鹿屋市星塚町4204



空から見た
全景

「星塚敬愛園写真(平成26年10月撮影)」



正面入り口から
見た風景

「星塚敬愛園写真集(いのち重ねてより抜粋)」

『国立療養所 奄美和光園』

問合せ先：奄美和光園福祉室 TEL：0997-52-6311
所在地：奄美市名瀬和光町1700番地



全景

「奄美和光園写真」



正面入り口から
見た風景

「奄美和光園写真」

人間として扱われなかった過酷な生活を強いられた過去を持つ元患者の方々が、今も生活をしておられます。社会復帰を願っても

- 高齡化
- 家族がない
- 身体的な知覚障害と運動障害
- 根強く残る偏見・差別

などが妨げています。

想像できないほどの苦しみや悲しみを乗り越えてこられた方々と接すると、訪れた者の方が力をもらえる、そんな場所です。

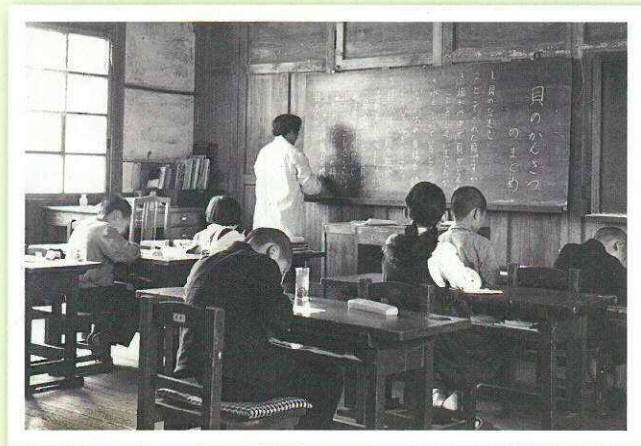
ハンセン病であった方々の伝えた

失われた日々

戦後、ハンセン病の特効薬として驚異的な効果をみせた新薬プロミンは、アメリカではすでに八年も前から使用されていたという。

当時、戦時中のわが国では、国立の施設に強制的に収容された入所者は治療らしい治療も受けられず、ひどい食料事情と半強制的な労働で病状を悪化させて苦しんでいたのである。もし、おびただしい国民の生命や財産まで無駄に費やしたあの戦いがなかったら、戦後入所の私も含めどれだけ多くの入所者が救われ、社会に復帰したであろうか。最近では重病棟を見舞う度に、ベットに横たわる療友の姿に、失われた遠い昔の貴重な日々を想うのである。

(T・みよ志)



授業風景 昭和20年代

児童は一般舎とは少し離れた地帯に居住し、園内の寺子屋複式授業の学校に通った。

故郷 家族 同級生

病気になって失ったものに、故郷、家族、同級生たちがいる。これらはすべて隔離政策がもたらしたものだ。

若い時は故郷や家族や同級生たちを失って生きていることに、それほど心の痛みを感じなかったが、古稀を迎えた頃から、それらを失って生きてきた自分を痛いほど思い知らされるようになった。

それらは無条件に、限りなく恋しいものとして意識される。(N)

私を支えた宗教

希望に燃えて働いていた22歳の時に、この病気にかかり悲しみのどん底に突き落とされました。その後、敬愛園に入り4年目に社会復帰と思った矢先、全盲となり全てを諦めることになりました。

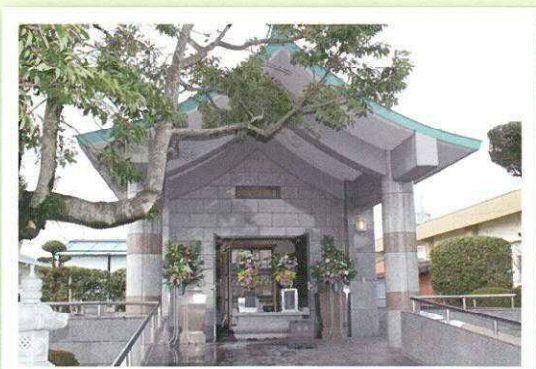
混迷の中、俳句、音楽に生きがいを求めたものこころ満たされず、カトリック信者として永遠の命に与ることとなりました。時には文句を言いながらも感謝と祈りの日々を生かされているこの頃です。(M・I)

ハンセン病になって失ったもの、得たもの

私が子どもの頃あこがれたのは自由と家族との生活であった。昭和22年の秋「らい予防法」という法律によって、母・姉三人・私は、星塚敬愛園に隔離収容された。入所してまもなく家族は別々の棟に移され、生涯家族としての生活はできなくなった。一家離散したのであった。

7歳からの少女舎生活。時々訪ねて来る母との面会が慰めとなり、一人の時間の方が長い少女期であり孤独がいつも近くにあったけれど、読書という友達を得たのが救いであっただろうか。しかし、7歳からの自立が、自分で悩み、行動し解決するすべを積み重ねていき、今は待つ姿勢になっている。何を待つのか。あれだけの苦難をこえてきたのだから次の難関も乗り越えられるという自負である。

私達ハンセン病回復者はもう感染者ではない。そして、耐え抜いた者だけの知恵と深さも備わったと想うので、皆さん、私達のところに来てお話をきかせて下さい。(山口シメ子)



現在の納骨堂
(平成9年建立)【上】



「母の胸に抱かれることなく旅立った子ども達」慰霊碑(星塚敬愛園)
(平成20年建立)【下】

命長らえて

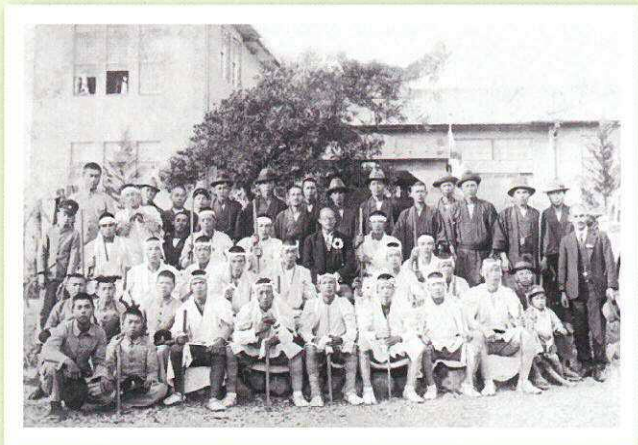
私は1953年敬愛園に入所した。断種手術を受けて結婚するか、思い悩んだ末に1958年手術して結婚した。

式も披露宴も新婚旅行もなく、夫婦寮に空室もなかった。やむなく不自由者棟の四畳半をもらうため、妻と二人住み込みの付添作業をした。

今、時代は大きく変わった。弟の子を養子にしたい、と言ったら弟もその子も快くOK。養子が結婚し娘が生まれた。

妻と二人今日まで命長らえ、結婚48年目に息子と嫁と孫ができた。3人で遊びに来るといふ。

首を長くして待っている。(福仲 功)



開園記念祝賀の出演者 昭和10年10月
地元の建設反対運動は強硬であったが、開園式典は勇壮な棒踊りで祝った。
(写真は星塚敬愛園写真集「いのち重ねて」より抜粋)

あなたはどう変わりましたか？

一戸建て住宅を探して2年半、漸く入居できました。2004年5月に敬愛園を退所、それは42年ぶりに「社会の人」になれたことを意味しています。

なぜ住居探しに長時間かかったのか？

ハンセン病元患者であったが故のことでした。一事が万事、まだまだ私たちへの偏見・差別は生き続けています。

国の社会復帰政策は十分なものではありません。私は、現在も月に1~2回上京し、国とのハンセン病問題の全面解決を図るための協議等を行っています。

国が変わることも然り、社会が変わることも然り、しかし、「あなたはどう変わりましたか？」、そのことが今問われているのです。

(豎山 勲)



鹿児島県の取組

普及啓発

1. 広報による普及啓発

パンフレット、リーフレット、県のホームページ、「県政かわら版」等の県の広報誌、ラジオ放送を活用した啓発

2. 親子療養所訪問

療養所内の施設見学等を希望する親子を対象に、療養所訪問、施設見学、入所者の方々との交流を実施

3. ハンセン病問題啓発講演会

県の機関(主に保健所)において、入所者等を講師とした講演会の開催による啓発

各種相談

ハンセン病療養所退所希望者、退所者及び入所歴のない元患者や遺族、家族等からの個別的な相談に応じるため相談体制を整え、支援を行っています。

—相談窓口—

鹿児島県保健福祉部健康増進課
ハンセン病相談窓口
TEL:099-286-2720



「ハンセン病問題を正しく理解する週間」について

ハンセン病問題に対する正しい理解の促進と、偏見・差別の解消に努めるとともに、ハンセン病であった方々やそのご家族の名誉の回復を図ることを目的に、平成21年度から県独自の週間として、6月22日を含む日曜日から一週間を「ハンセン病問題を正しく理解する週間」と定め、関連する催しを実施しています。



啓発用DVD貸し出しのご案内

ハンセン病問題を風化させることなく、この問題についての正しい理解が得られるようにDVDを作成し、貸出を行っています。

鹿児島県保健福祉部健康増進課
TEL:099-286-2720
FAX:099-286-5556

ハンセン病で あった方々と 交流をした方々の声

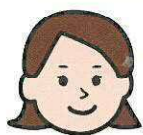
県主催の「親子療養所訪問」に参加された方々のアンケートより



親子療養所訪問時の交流の様子(自宅訪問)



親子療養所訪問時の社会交流会館歴史展示室見学



中・高校生等

差別を受けた人々の悲しさを知るとともに、差別をなくしたいという気持ちが高まった。(中学生)

- ハンセン病という病気についてよく知ることができました。昔の歴史などを知り想像もできないほどでした。「命こそ宝」という言葉を聞いて、生きていることに、自由ということに感謝しています。少しでも差別や偏見がなくなることを心から願っています。
- 恥ずかしいながらも、ハンセン病は重い難病だと思いこんでしまっていたが、今日の訪問で、ハンセン病が誤解されていた歴史を知り、病気についても勉強することができた。



年寄りとの同居を知らない子供たち。なれぬ手つきで肩たたき。子供も孫もない高齢者には何よりの慰問。(高齢者会館にて)
(星塚敬愛園写真集「いのち重ねて」より抜粋)



小学生

偏見や差別は絶対してはいけないと強く感じた。
(小学生)

- ハンセン病は治る病気なのに、ひどい差別や偏見で、まちがった歴史を歩んでしまったことにいかりを感じました。この歴史を忘れずに、みんなにハンセン病の歴史を語りついでいきたいです。
- まだまだハンセン病について知りたいし、また来たい。こういうふうには差別されていた人のことを思うと胸が痛くなるし、昔の日本はひどいと思った。正しくハンセン病のことが、早く知らされればよかったなどと改めて思う。
- すごく悲しい気持ちになりました。このような差別をされている人がいることを初めて知りました。



親子療養所訪問時の納骨堂焼香



知らないことは差別に匹敵すると思いました。まずは正しいことを知ることから始めたいと思いました。(保護者)

保護者等大人

- 貴重な体験となりました。歴史の事実を受け止め、自分も学びを深めながら周りの人にも正しい知識を持てるように伝えていけたらと思います。
- 過去のつらい体験もありながら、言葉に出してくるのは「今の生活に感謝している」。現代社会に生きる私達にはない、今生きていることに感謝する気持ちがうすれている毎日の中で、とても心にひびく言葉と時間でした。

ハンセン病問題の主な歴史

年	主な出来事	県内の出来事等
1873(明治 6)年	○ノルウェーのアルマウェル・ハンセン医師がらい菌を発見	「癩予防二関スル件」制定 「浮浪らい」と呼ばれる患者を療養所に収容する目的の初めての法律。対象が限られていたため、療養所の入所者数はハンセン病患者全体の5%程度であった。
1875(明治 8)年	○後藤昌文医師がハンセン病の初の専門病院「起廃院」を設立(東京・神田)	
1897(明治30)年	○第1回国際らい学会(ドイツ・ベルリン) らい菌による伝染病であるが、隔離が有効とされる 伝染力は微力であることが確認される	「癩予防法」制定 「癩予防二関スル件」を改正した法律。これにより日本中の全てのハンセン病患者を療養所に隔離できるようになる。 この法律に前後して行われた「無らい県運動」により、ハンセン病を全てなくそうという「強制隔離によるハンセン病絶滅政策」が広まる。
1907(明治40)年	○「癩予防二関スル件」制定 浮浪患者の収容を開始	
1909(明治42)年	○全国5か所で公立療養所開設 ○第2回国際らい会議(ノルウェー・ベルゲン)で 絶対隔離ではない感染力の弱さを確認	星塚敬愛園開設 奄美和光園開設
1931(昭和 6)年	○「癩予防法」が制定 ○在宅患者の強制隔離を開始	
1935(昭和10)年		「らい予防法」制定 「癩予防法」を改正した法律。強制的に隔離する基本方針や懲戒規定はそのまま残った。患者の働くことの禁止、療養所入所者の外出禁止などを規定したもの。
1943(昭和18)年	○治療薬プロミンの有効性が確認される	
1947(昭和22)年	○日本でプロミンの使用が始まる	「らい予防法」廃止 これにより、「癩予防二関スル件」から90年間続いた国の隔離政策が正式に廃止された。「らい予防法」廃止が遅れたことについて、厚生大臣が患者・元患者たちに謝罪した。
1948(昭和23)年	○「優生保護法」の対象にハンセン病患者が加えられる	
1953(昭和28)年	○「らい予防法」が制定	「らい予防法」廃止 これにより、「癩予防二関スル件」から90年間続いた国の隔離政策が正式に廃止された。「らい予防法」廃止が遅れたことについて、厚生大臣が患者・元患者たちに謝罪した。
1960(昭和35)年	○WHO(世界保健機関)がハンセン病患者の差別法撤廃と 外来治療を提唱	
1996(平成 8)年	○「らい予防法」廃止	奄美和光園創立60周年記念式典 星塚敬愛園創立70周年記念式典 星塚敬愛園自治会設立60周年 星塚敬愛園「母の胸に抱かれることなく旅立った子ども達」の慰霊祭 奄美和光園創立70周年記念式典
1998(平成10)年	○熊本地裁に星塚敬愛園、菊池恵楓園の入所者ら13人 「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟を提起	
2001(平成13)年	○「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟で原告勝訴の判決 ●内閣総理大臣談話 ●衆参両院で謝罪決議 ●厚生労働大臣・副大臣が各療養所を訪問し謝罪 ●ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律成立 ●和解に関する基本合意書締結	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」制定 ハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者が亡くなった場合において、配偶者等に対し、「特定配偶者等支援金」を支給している。
2002(平成14)年	○新聞紙上に厚生労働大臣名の謝罪広告を掲載 ○退所者給与金事業開始	
2003(平成15)年	○啓発小冊子を中学生に配布 ○熊本県内のホテルにおいて宿泊拒否事件がおきる	星塚敬愛園創立80周年記念式典
2005(平成17)年	○「ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書」完成 ○国立ハンセン病療養所等非入所者給与金事業開始	
2006(平成18)年	○ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律成立	
2008(平成20)年	○「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」制定	
2009(平成21)年	○「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」(6月22日)制定	
2013(平成25)年		
2014(平成26)年	○「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」公布	
2015(平成27)年		